



2022年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社ヒューマンクリエイション
ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 富永邦昭
(コード番号：7361 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 河 邊 貴 善
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5157-4100)

取締役退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は2022年11月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年12月15日開催予定の第6期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度の見直しを行った結果、年功的要素及び報酬の後払い的要素が強い取締役退職慰労金制度

を2022年12月15日開催予定の本株主総会の終結の時をもって廃止することといたします。これに伴い、在任中の取締役について、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給と、その支給の時期を対象となる取締役の退任の時とする旨の議案を本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の取締役退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微です。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた制度改革の一環として、当社の取締役（社外取締役を含む）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めること

を目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含む）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として導入される制度です。したがって、本制度の導入が承認可決された場合、役員退職慰労金は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び当社の監査役（社外監査役を含む）に対しては支給しないことといたします。

（２）本制度の導入条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）（以下、総称して「対象役員」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2020年12月15日開催の当社定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬額は年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、2020年12月15日開催の当社定時株主総会において、監査役の報酬額は100,000千円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、上記既定の取締役及び監査役の報酬額の枠内で、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額50,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）、監査役については年額5,000千円以内（うち社外監査役2,000千円以内）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役会において決定することといたします。

本制度により、当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株以内（うち社外取締役2,500株以内）及び当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数2,500株以内（うち社外監査役1,000株以内）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎とし

て当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。なお、当初数年間は自己株式処分による譲渡制限付株式の割り当てを予定しております。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象役員との間において、①本株式の交付を受ける日から当社の取締役又は監査役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員がSMBC日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上